

平成26年（く）第24号 即時抗告申立事件
申立人 守 大 助

2017年4月21日

求 釈 明 書

仙台高等裁判所 第1刑事部 御 中

申立人弁護士 阿 部 泰 雄

同 佐 藤 正 明

同 小 関 眞

同 花 島 伸 行

同 野 呂 圭

同 堀 井 実千生

外

以下のとおり釈明を求める。

1 (質量) 分析の関係

- ① 土橋が用いた質量分析計による測定は、科学的原理の応用である機器分析による。誰が行なっても同じ結果になることを認めるか。
- ② 物質は原子・分子で構成されている。原子従って分子は、固有の質量・分子量を有するから、逆に質量・分子量を測定すれば原子や分子を同定できることになる。これを認めるか。
- ③ 土橋鑑定で検出したとするベクロニウムの分子量は557であることを認めるか。そうすると、土橋が測定したとする258によりベクロニウムを検出しその含有を証明したとする根拠はなにか。

- ④ 検察官は「土橋の方法でやるとベクロニウムから258が出る。その証拠価値は高い。」と回答した。ベクロニウムから258が出る機序について説明されたい。また、証拠価値が高いとはいかなる事実の証明に関して証拠価値が高いとするのか、回答されたい。
- ⑤ 質量分析論では、質量論・分子量論、分析測定数値が重要であるが、確定審の論告において、土橋鑑定の関連で質量論・分子量論、そして258という数値の意味論を一切抹殺した理由はなにか。
- ⑥ 検察官は確定判決の事件性認定の根拠を土橋鑑定に求めながら、他方で、土橋が否定している、少なくとも肯定はしていない「土橋鑑定における加水分解の可能性」を持ち出したのはなぜなのか。
このような主張をするに当たって、土橋氏の了解を得たのか。
- ⑦ 本件の捜査段階、確定審そしてこれまでの再審請求審を通じて、本件に関し、警察関係者以外の質量分析専門家に対し、なんらかの相談や依頼をした事実、事項はあるか、ないとすればその理由。
- ⑧ 検察官もベクロニウムの質量分析に関する世界の文献調査をしていることと思われるが、土橋の分析方法を支持あるいは否定するものがあるか。どちらも見つからなかったとすれば、文献検索方法に不備があった可能性が極めて高い、なぜなら弁護人が土橋の分析方法や研究結果を全面的に否定する文献を発見したのは、G o o g l e s c h o l a r や P u b M e d といった誰でも無料で使えるデータベースだったからである。検察官が用いた文献検索方法を説明されたい。
- ⑨ 確定審で検察官は、258の観察によってベクロニウムの含有を証明したと主張し、他方でベクロニウムの分解物の検出は積極的に否定していた。ところで、原再審請求審で検察官は、「土橋らは、平成13年2月ころ、ベクロニウムの分析により279が検出されるという補助的な知見を得た」としている（意見書1の24頁）。この知見はどういう機会に、どのような文献から得たのか。

2 病態・症状の関係

- ① 仙台市立病院のカルテを入手（平成13年1月15日押収）して検討する前に筋弛緩剤事件と断定し公表（1月6日）した根拠は。
- ② 有罪説の立場からすると、A子さんの主訴である腹痛・嘔吐の原

因は何か。起訴に当たりこれをどのように位置付けていたか。

- ③ 平成13年1月24日付A子さんの母の供述調書（甲80）にはA子さんの急変症状について詳細な記述があるところ、同26日に筋弛緩剤事件として起訴する際、この記述について神経内科医師等の医療専門家による検討を経ているのか。
- ④ 同調書内の急変症状に筋弛緩の薬効は観察されるか。観察されるとすると、症状経過のどの部分が筋弛緩の症状に該当するのか。
とりわけ、筋弛緩剤投与の動物実験では認められる「頻回呼吸」と呼吸困難感ないし呼吸苦の表出・アピールがあったのか。
- ⑤ 医学専門診断なくして逮捕したり起訴できた医学的根拠は何か。
- ⑥ 公判で専門家による「筋弛緩症状の積極的立証」をしない理由。
- ⑦ ミトコンドリア病を否定するというのなら、主訴の腹痛・嘔吐、脳卒中様症状、仙台市立病院のカルテに記載された難聴、高乳酸血症、肥大型心筋症の各原因となる各々の病態を各々説明されたい。
- ⑧ 確定審において日本医科大学麻醉科主任教授小川龍氏が、筋弛緩剤の薬効は先に呼吸筋の弛緩を招いて呼吸を障害し、その影響で後に脳の中枢循環神経を障害し心停止に至ると説明し、併せて、小6女児の場合は、急性脳症により先に脳の呼吸中枢と循環中枢がおかされており、その影響で後に呼吸の低下と循環の低下を招いていると説明している。この点について反論とその根拠を示されたい。
- ⑨ 新証拠池田意見書の第1部では橋本証言による筋弛緩剤説は全面的に否定されている上に、後藤意見書には筋弛緩剤の関与について一切言及がない。それどころか「ミトコンドリア病は否定しきれない」とある。すなわち筋弛緩剤説を主張する医師がもはやだれ一人として存在しないにもかかわらず、検察官のみが筋弛緩剤説を主張できる理由が一切不明である。医学的に合理性のある根拠を具体的に示されたい。